



議題3

報道機関 各位

#### 記者発表資料

平成30年9月26日(水)

問い合わせ先:指導1課、高校教育課 指導1課長:吉田 高校教育課長:吉野 担当:下舘(指導1課)・秋山(高校教育課)

電話: 829-1661 (指導1課) 829-1671 (高校教育課)

#### さいたま市部活動の在り方に関する方針を策定しました ~生徒、保護者、教員のニーズを踏まえた部活動を目指して~

スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受け、本市においても、さいたま市部活動の在り方に関する方針を策定しました。

この方針を策定するに当たり、生徒、教員、保護者、にアンケート調査や意見聴取を実施し、部活動の在り方についての検討会議を経て、策定いたしました。

記

#### 1 策定に至る経緯

- (1) 平成29年度から「部活動の在り方についての検討会議」並びに「ワーキング グループ会議」において検討を重ね、「さいたま市部活動の在り方に関する方 針を策定しました。
- (2) アンケート調査の実施 平成30年6月14日から21日の間に、生徒、中学校・高等学校教員、保護者を対象に部活動に関するアンケートを実施しました。
- (3) アンケート調査結果に対する意見聴取 生徒、保護者、教員へそれぞれ原案を基に意見聴取をしました。

#### 2 さいたま市部活動の在り方に関する方針の内容

- (1) 適切な運営のための体制整備
- (2) 部活動の適切な休養日の設定
- (3) 望ましい指導の在り方
- (4) 事故防止について
- (5) 学校単位で参加する大会・コンクールの見直し

#### 3 今後の展開

部活動の適切な休養日の設定については、平成30年10月7日から実施します。 各学校は、平成31年4月を目途に部活動の活動方針及び活動計画等を、学校の ホームページへの掲載等により公表します。

## 議題3

# 「さいたま市 部活動の在り方に関する方針」

を策定しました

~生徒、保護者、教員のニーズを踏まえた部活動を目指して~

さいたま市教育委員会

さいたま市としての部活動ガイドライン

## 「さいたま市部活動の在り方に関する方針」

## 【特徴】

- ・学校におけるすべての部活動を対象とした方針
- ・生徒、教員、保護者にアセスメントを実施し策定

## 部活動の意義

生徒のやり抜く力(Grit) 学び続ける力(Growth) 国際社会で活躍する力(Global) を育成する場として、大変重要な教育活動である。

## 課題

部活動を含めた教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない



さいたま市部活動の在り方についての検討会議

### 策定までの経緯(1)

平成29年度から 「部活動の在り方についての検討会議」

部活動に対するアンケート調査実施(平成30年6月14日~21日) 生徒、中学校、高等学校の教員、保護者対象



各学校へアンケート結果を フィードバックし、原案を作成



### 策定までの経緯(2)

### アンケート結果を参考に原案を作成



生徒 「子ども会議」に引き続き、高等学校の代表生徒の司会の下、ディスカッション

保護者 市PTA協議会において意見聴取

教員 中体連各専門委員長、吹奏楽連盟、演劇連盟、

小学校管楽器連盟の代表者から意見聴取







部活動の在り方についての検討会議



さいたま市部活動の在り方に関する方針

### 部活動の適切な休養日の設定

### (1) <休養日の設定及び活動時間>

- ・学期中・・・・・・・週当たり2日以上の休養日の設定
  - (平日1日以上、土日休日1日以上)
- ・長期休業中・・・・・・学期中の休養日の設定に準ずる
  - 学校閉庁日及び年末年始・休養期間とする
- ・1日の活動時間・・・・平日2時間程度、休業日3時間程度

## ★本市が独自に設定した基準★

### (2) <部活動の特性や実態に応じて>

- ・年間を見通した長期的な視点で、活動時間や休養日を設定することができる。 →休養日数は(1)と同数以上になるように設定
- (3) <高等学校>
- ・さいたま市立高等学校「特色ある学校づくり」計画に基づき、学校経営方針、 地域の実態を踏まえ、(1)及び(2)に準じて休養日を設定

### 今後の展開

## 部活動の在り方に関する方針

平成30年10月7日(日)より

活動計画等のHP等への記載

平成31年4月を目途に 全校で